

Ｊヴィレッジ等におけるサッカー合宿促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第１条 福島県（以下「県」という。）は令和６年度以降、浜通りにおいてインターハイサッカー男子競技が固定開催されることを受け、サッカー合宿の誘致を促進し、本県の地域活性化及びインターハイサッカー男子競技開催に向けた機運醸成を図るとともに、本県の復興の様子を全国の小学校、中学校、高等学校等に広く発信するため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 小学校 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、その他知事が特に認める学校 |
| (2) 中学校 | 学校教育法に規定する中学校（中等教育学校前期課程を含む）、その他知事が特に認める学校 |
| (3) 高等学校 | 学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）、その他知事が特に認める学校 |
| (4) クラブチーム等 | 次号に規定する生徒等で構成する運動部、クラブチーム、サークル |
| (5) 生徒等 | 小学校、中学校、高等学校の児童、生徒、監督者及び引率者 |
| (6) 部活動 | 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校及びその他知事が特に認める学校において、教職員又は当該校の校長が委嘱する者の指導の下、学校教育の一環として行われる部活動、その他知事が特に認める活動 |
| (7) 合宿 | 部活動やクラブチーム等の活動による宿泊を伴う強化練習や練習試合などをいう。 |
| (8) J ヴィレッジ | 福島県双葉郡楡葉町山田岡美シ森8に所在するサッカーナショナルトレーニングセンターをいう。 |

(補助事業者)

第３条 この補助金の対象者（以下「補助事業者」という。）は、Ｊヴィレッジでサッカー合宿を実施する小学校、中学校、高等学校、クラブチーム等とする。

(補助の対象となる合宿)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小学校、中学校及び高等学校の部活動並びにクラブチーム等の活動によるサッカー競技に関する合宿であること。
- (2) J ヴィレッジで行う合宿であること。
- (3) 大会への参加を目的としたものではないこと。ただし、スポーツ大会の前後に合宿を実施する場合は、大会参加日数を除いた宿泊日数を対象とする。
- (4) 合宿期間中に、次のアまたはイに掲げるいずれかの交流活動を行う合宿であること。

ア 震災伝承ネットワーク協議会事務局（国土交通省東北地方整備局）が認定する「福島県の震災伝承施設」第三分類に認定された13の施設のうち、いずれか一つの施設の見学

イ 小学校、中学校、高等学校、クラブチーム等（大学及び社会人チーム、海外チームを含む）との交流試合

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は補助の対象外とする。

- (1) 政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とする場合
- (2) 公序良俗に反する場合
- (3) その他知事が不適切と認める場合

(補助の対象経費及び交付額)

第5条 補助金の交付の対象経費及び交付額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、交付額は50万円を上限とし、同一の年度内において、同一生徒等への補助は1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書は、J ヴィレッジ等におけるサッカー合宿促進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同様式で定める書類を添付して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部

を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。

（補助金の交付条件）

第7条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 補助金の額を20パーセント以内で減額しようとするとき
- (2) 交流活動の実施内容について施設の見学先、または交流試合の対戦校の変更をしようとするとき

（変更の承認申請）

第8条 申請者は規則第6条第1項第1号により知事の承認を受けようとする場合は、Jヴィレッジ等におけるサッカー合宿促進事業補助金変更交付申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

- 2 申請者は規則第6条第1項第2号により知事の承認を受けようとする場合は、Jヴィレッジ等におけるサッカー合宿促進事業補助金合宿中止承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（申請を取り下げることのできる期日）

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、申請者が交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、Jヴィレッジ等におけるサッカー合宿促進事業補助金実績報告書（様式第4号）によるものとし、同様式に定める書類を添付して、事業完了日の翌日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 申請者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 申請者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）をJヴィレッジ等におけるサッカー合宿促進事業補助金に係る消費税及び地方消

費税の額の確定に伴う報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付の請求）

第11条 申請者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、Jヴィレッジ等におけるサッカー合宿促進事業補助金交付請求書（様式第6号）により速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金確定額が規則第5条に規定する交付決定額と同額の場合は、通知を省略するものとする。

（会計帳簿等の整備）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

区 分	対象経費	補助額
(1) 宿泊費	J ヴィレッジ内宿泊施設及び 本事業の申請事務局が指定する 宿泊施設への宿泊に要する 経費	合宿に参加する生徒等の人数に宿泊日 数を乗じた延べ宿泊日数に3,000円を乗 じた額
(2) 交通費	【往路】 小学校、中学校、高等学 校、クラブチーム等の所在地 からJ ヴィレッジまでの移動 に要する経費 ただし、往路の途中で他地 域における合宿、遠征等を経 由する場合は対象外 【復路】 J ヴィレッジから小学校、 中学校、高等学校、クラブチ ーム等の所在地までの移動に 要する経費 ただし、復路の途中で他地 域における合宿、遠征等を経 由する場合は対象外	補助事業者の小学校、中学校、高等学 校、クラブチーム等が所在する地域ご と（以下①～⑧）に定められた金額 （定額） ※ 対象経費の往路及び復路の要件を 満たす場合に限る ※ 対象経費の往路または復路のいず れかのみ要件を満たす場合はカッ コ内の金額 ① 県内（福島県） 20,000円(10,000円) ② 北海道地方（北海道） 80,000円(40,000円) ③ 福島県を除く東北地方（青森、秋田、 岩手、山形、宮城） 40,000円(20,000円) ④ 関東地方（栃木、埼玉、群馬、東京、 茨城、神奈川、千葉） 60,000円(30,000円) ⑤ 中部地方（新潟、岐阜、富山、山梨、 石川、静岡、福井、愛知、長野） 80,000円(40,000円) ⑥ 近畿地方（三重、奈良、滋賀、和歌山、 京都、兵庫、大阪） 100,000円(50,000円) ⑦ 中国・四国地方（岡山、香川、広島、 徳島、山口、愛媛、鳥取、高知、島根） 120,000円(60,000円) ⑧ 九州地方（福岡、宮崎、佐賀、熊本、 長崎、鹿児島、大分、沖縄） 150,000円(75,000円)
(3) ピッチ使用料	J ヴィレッジ内施設のピッチ 使用料に要する経費	J ヴィレッジ内施設のピッチ毎（以下 ①～③）に定められた金額（定額）
	【対象の施設】 ・天然芝ピッチ （全面利用に限る）	① 天然芝ピッチ 平日 14,000円/h 土・日・祝日・特定日 18,000円/h

	・人工芝ピッチ (全面利用に限る) ・雨天練習場	② 人工芝ピッチ 7,500円/h ③ 雨天練習場 6,000円/h ※ ナイター設備使用料(照明代)及び全天候型練習場使用料は補助対象としない。 ※ 補助申請の上限は3時間とする。
--	---	--

※ 区分(1)～(3)の合計額が50万円を上限とする。